

川内原子力発電所
原子炉施設保安規定変更認可申請について
「組織改正に伴う変更」

(補足説明資料)

2023年4月18日

九州電力株式会社

川内原子力発電所原子炉施設保安規定の変更について

川内原子力発電所原子炉施設保安規定を以下のとおり変更する。

1. 組織改正に伴う変更を行う。

原子力総括部門の廃止及び原子燃料部門の原子力発電本部内への統合により、業務所掌が変更となることから、関連する以下の条文の変更を行う。

【変更する条文】

第2条の2（関係法令及び保安規定の遵守）

第3条（品質マネジメントシステム計画）

第4条（保安に関する組織）

第5条（保安に関する職務）

第6条（原子力発電安全委員会）

第7条（川内原子力発電所安全運営委員会）

第118条（施設管理計画）

第131条（記録）

以上

目 次

(補足説明資料)

1. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載方針
2. 上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載方針
3. 組織整備に伴う業務の継続性等について

補足説明資料－1

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載方針

目 次

1. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載方針
2. 保安規定の記載方針フォーマットの説明
3. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項の整理
4. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

1. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載方針

保安規定審査基準の要求事項から保安規定に記載すべき内容を整理するに当たっては、保安規定変更に係る基本方針を受け、以下の方針により記載する。

(1) 保安規定変更に係る基本方針の内容（抜粋）

2.1 保安規定に規定すべき項目について

法令上及び保安規定審査基準等の要求事項の変更を踏まえ、発電用原子炉設置者は論点ごとに保安規定へ反映すべき項目を整理し、必要な改正、制定を行ったうえで引き続きこれらを遵守する。

2.2.1 保安規定に記載すべき事項について

保安規定に法令等へ適合することを確認した内容の行為者及び行為内容を定める。

(2) 保安規定の記載方針

(1) 項の「保安規定変更に係る基本方針」を受け、具体的には、以下の方針で記載する。

保安規定本文には保安規定審査基準にて要求されている内容に応じた記載（行為内容の骨子）とし、具体的な行為内容については保安規定添付2及び添付3に記載する。また、必要に応じて二次文書他に記載する。

以上

2. 保安規定の記載方針フォーマットの説明

項目	説明 内容
関連する実用炉規則	○「黒字」により、保安規定審査基準に関連する実用炉規則の内容を記載する。
保安規定審査基準	○「黒字」により、保安規定審査基準の内容を記載する。
記載すべき内容	○「黒字」により、保安規定に記載すべき内容を記載する。 また、記載に当たっては、文書の体系がわかる範囲で記載する。 ○「赤字」により、保安規定の変更内容を記載する。
記載の考え方	○保安規定に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。 ○社内規定文書（2次文書）に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。
該当規定文書	○該当する社内規定文書（2次文書）を記載する。 ○「（新規）」により、新規に制定した社内規定文書を明確にする。 ○「（既存）」により、既存の社内規定文書を改正したもの明確にする。
記載内容の概要	○該当する社内規定文書（2次文書）への記載内容を記載する。 ○「（新規記載）」により、社内規定文書に新規に記載したこと明確にする。

3. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項の整理

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項の整理

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文	変更有無	
実用炉規則第92条第1項第1号 【関係法令及び保安規定の遵守のための体制】	<p>1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む)に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。</p> <p>2. 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実に行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。</p>	第2条の2	関係法令及び保安規定の遵守	有
実用炉規則第92条第1項第2号 【品質マネジメントシステム】	<p>1. 品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、原子炉等規制法第43条の3の5第1項又は第43条の8第1項の許可（以下単に「許可」という。）を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第1912257号-2（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を踏まえて定められていること。</p> <p>2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、発電用原子炉施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるよう定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。</p> <p>3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。</p> <p>4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関する事項については、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。</p>	第3条	品質マネジメントシステム計画	有
実用炉規則第92条第1項第3号 【発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織】	<p>1. 本店等における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</p> <p>2. 工場又は事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</p>	第3条	品質マネジメントシステム計画	有
実用炉規則第92条第1項第4号、第5号、第6号 【発電用原子炉主任技術者の職務の範囲等】	<p>1. 発電用原子炉の運転に関し、保安の監督を行う発電用原子炉主任技術者の選任について定められていること。</p> <p>2. 発電用原子炉主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようするため、原子炉等規制法第43条の3の26第2項において準用する第42条第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容（発電用原子炉の運転に従事する者は、発電用原子炉主任技術者が保安のために行う指示に従うことを含む。）について適切に定められていること。また、発電用原子炉主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。</p> <p>3. 特に、発電用原子炉主任技術者が保安の監督に支障を来すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも工場又は事業所の保安組織から発電用原子炉主任技術者が独立していることが求められるものではない。</p> <p>4. 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようするため、電気事業法第43条第4項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容について適切に定められていること。また、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。</p> <p>5. 発電用原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が相互の職務について情報を共有し、意思疎通を図ることが定められていること。</p>	第8条	原子炉主任技術者の選任	—
実用炉規則第92条第1項第7号 【保安教育】	<p>1. 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者（役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。）について、保安教育実施方針が定められていること。</p> <p>2. 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。</p> <p>3. 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。</p> <p>4. 燃料取替に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に関する業務の補助を行う従業員については、当該業務に係る保安教育を実施することが定められていること。</p>	第129条 第130条 第129条 第130条 第129条 第130条 第130条	所員への保安教育 請負会社従業員への保安教育 所員への保安教育 請負会社従業員への保安教育 所員への保安教育 請負会社従業員への保安教育 請負会社従業員への保安教育	— — — — — — —

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文	変更有無
		第 50 条 蓄圧タンク 第 51 条 非常用炉心冷却系 一モード1、2 及び3 第 52 条 非常用炉心冷却系 一モード4 第 53 条 燃料取替用水タンク 第 54 条 ほう酸注入タンク 第 55 条 原子炉格納容器 第 56 条 原子炉格納容器真空逃がし系 第 57 条 原子炉格納容器スプレイ系 第 58 条 アニュラス空気浄化系 第 59 条 アニュラス 第 60 条 主蒸気安全弁 第 61 条 主蒸気隔離弁 第 62 条 主給水隔離弁、主給水制御弁及び主給水バイパス制御弁 第 63 条 主蒸気逃がし弁 第 64 条 補助給水系 第 65 条 復水タンク 第 66 条 原子炉補機冷却水系 第 67 条 原子炉補機冷却海水系 第 68 条 制御用空気系 第 69 条 中央制御室非常用循環系 第 70 条 安全補機室空気浄化系 第 71 条 外部電源 第 72 条 ディーゼル発電機 一モード1、2、3 及び4 第 73 条 ディーゼル発電機 一モード1、2、3 及び4以外 第 74 条 ディーゼル発電機の燃料油、潤滑油及び始動用空気 第 75 条 非常用直流電源 一モード1、2、3 及び4 第 76 条 非常用直流電源 一モード5、6 及び照射済燃料移動中 第 77 条 所内非常用母線 一モード1、2、3 及び4 第 78 条 所内非常用母線 一モード5、6 及び照射済燃料移動中 第 79 条 1次冷却材中のほう素濃度 一モード6 第 80 条 原子炉キャビティ水位 —燃料移動中— 第 81 条 原子炉格納容器貫通部 —燃料移動中— 第 82 条 使用済燃料ピットの水位 及び水温 第 83 条 重大事故等対処設備 第 83 条の2 特重施設を構成する設備 第 84 条 1次冷却系の耐圧・漏えい検査の実施 第 84 条の2 安全注入系逆止弁漏えい検査の実施	—
	8. サーベイランスの実施方法については、確認する機能が必要となる事故時等の条件で必要な性能が発揮できるかどうかを確認（以下「実条件性能確認」という。）するために十分な方法（事故時等の条件を模擬できない場合等においては、実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。）が定められていること。また、サーベイランス及び要求される措置を実施する時期の延長に関する考え方、サーベイランスの際のLCOの取扱い等が定められていること。	第 85 条 運転上の制限の確認	—
	9. LCOを逸脱した場合について、事象発見からLCOに係る判断までの対応目安時間等を組織内規程類に定めること及び要求される措置等の取扱方法が定められていること。	第 86 条 運転上の制限を満足しない場合	—
	10. LCOに係る記録の作成について定められていること。	第 88 条 運転上の制限に関する記録	—
	11. LCOを逸脱した場合のほか、緊急遮断等の異常発生時や監視項目が警報設定値を超過するなどの異状があつた場合の基本的対応事項及び講ずべき措置並びに異常収束後の措置について定められていること。	第 89 条 異常時の基本的な対応 第 90 条 異常時の措置 第 91 条 異常収束後の措置 添付1 異常時の運転操作基準（第90条関連）	—

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		変更有無
	1.2. LCOが設定されている設備等について、予防保全を目的とした保全作業をその機能が要求されている発電用原子炉の状態においてやむを得ず行う場合には、当該保全作業が限定され、原則としてATO内に完了することとし、必要な安全措置を定め、確率論的リスク評価（PRA：Probabilistic Risk Assessment）等を用いて措置の有効性を検証することが定められていること。	第 87 条	予防保全を目的とした点検・修理を実施する場合	—
実用炉規則第92条第1項第8号 二 【発電用原子炉の運転期間】	1. 発電用原子炉の運転期間の範囲内で、発電用原子炉を運転することが定められていること。 2. 取替炉心の安全性評価を行うことが定められていること。なお、取替炉心の安全性評価に用いる期間は、当該取替炉心についての燃料交換の間隔から定まる期間としていること。 3. 実用炉規則第92条第2項第1号に基づき、実用炉規則第92条第1項第8号ニに掲げる発電用原子炉の運転期間を定め、又はこれを変更しようとする場合は、申請書に発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書（発電用原子炉の運転期間を変更しようとする場合は、実用炉規則第82条第4項の見直しの結果を記載した書類を含む。以下単に「説明書」という。）が添付されていること。 4. 発電用原子炉ごとに、説明書に記載された①発電用原子炉を停止して行う必要のある点検及び検査の間隔から定まる期間、②燃料交換の間隔から定まる期間（発電用原子炉起動から次回の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間）、のうちいずれか短い期間の範囲内で、実用炉規則第55条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、発電用原子炉の運転期間（定期事業者検査が終了した日から次回の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間）が記載されていること。なお、発電用原子炉の運転期間の設定に当たっては、発電用原子炉を起動してから定期事業者検査が終了するまでの期間も考慮していること。 実用炉規則第82条第4項の見直しの結果の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」（原管P発第1306198号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））を参考として記載していること。 5. 特に、同結果において、発電用原子炉の運転期間の変更に伴う長期施設管理方針の変更の有無及びその理由が明らかとなっていること。 6. 発電用原子炉の運転期間を延長する場合には、実用炉規則第55条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、段階的に延長することとなっていること。 7. 運転期間が1ヶ月を超える延長の場合には、当該延長に伴う許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した影響評価の結果が説明書に記載されていること。 8. 説明書に記載された燃料交換の間隔から定まる期間については、期間を変更した後においても発電用原子炉の安全性について許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針を満たしていること。	第 11 条の 2 第 95 条 —	原子炉の運転期間 燃料の取替等 【手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし】	— — —
実用炉規則第92条第1項第8号 ホ 【発電用原子炉施設の運転の安全審査】	1. 発電用原子炉施設の保安に関する重要事項及び発電用原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。 1. 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。 2. 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。 3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について講すべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。 4. 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。 5. 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。 6. 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。 7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講すべき事項が定められていること。 8. 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。 9. 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないよう制限するために講すべき措置が定められていること。 10. 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。	第 6 条 第 7 条 第 103 条の 2 添付 4 第 104 条 第 105 条 第 106 条 第 106 条 第 107 条 第 114 条 第 115 条 第 108 条 添付 5 第 109 条 第 116 条 第 117 条 第 99 条	原子力発電安全委員会 川内原子力発電所安全運営委員会 管理区域の設定・解除 管理区域図（第103条及び第104条関連） 管理区域内における区域区分 管理区域内における特別措置 管理区域への出入管理 管理区域への出入管理 管理区域出入者の遵守事項 管理区域外等への搬出及び運搬 発電所外への運搬 保全区域 保全区域図（第108条関連） 周辺監視区域 請負会社の放射線防護 頻度の定義 放射性液体廃棄物の管理	有 — — — — — — — — — — — — — — — — — — —
実用炉規則第92条第1項第9号 【管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等】	1. 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定	第 99 条	放射性液体廃棄物の管理	—

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文	変更有無
【排気監視設備及び排水監視設備】	<p>められていること。</p> <p>2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第18号における施設管理に関する事項と併せて定められてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものとの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第12号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められてもよい。</p>	第100条 放射性気体廃棄物の管理	—
実用炉規則第92条第1項第11号 【線量、線量当量、汚染の除去等】	<p>1. 放射線業務従事者が受けた線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。</p> <p>2. 國際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。）の精神にのっとり、放射線業務従事者が受けた線量を管理することが定められていること。</p> <p>3. 実用炉規則第78条に基づく、床・壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。</p> <p>4. 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。</p> <p>5. 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。</p> <p>6. 核燃料物質等（新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中にに関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、第13号又は第14号における運搬に関する事項と併せて定められてもよい。</p> <p>7. 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第14号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められてもよい。</p> <p>8. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関する事項については、「原子力施設における『放射性廃棄物でない廃棄物』の取扱いについて（指示）」（平成20・0・4・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1）））を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第14号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められてもよい。</p> <p>9. 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。</p>	第101条 放出管理用計測器の管理	—
実用炉規則第92条第1項第12号 【放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法】	<p>1. 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。</p> <p>2. 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第18号における施設管理に関する事項と併せて定められてもよい。</p>	第102条 放射性廃棄物でない廃棄物の管理	—
実用炉規則第92条第1項第13号 【核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等】	<p>1. 工場又は事業所内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。</p> <p>2. 新燃料及び使用済燃料の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中にに関するものを除く。）に関する事が定められていること。なお、この事項は、第11号又は第14号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>3. 燃料取替に際して、炉心の核的制限値及び熱的制限値の範囲内で運転するために取替炉心の安全性評価を許可を受けたところによる安全評価と同様に行った上で燃料装荷実施計画を定めること及び燃料移動手順に従うこと等が定められていること。なお、発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書において取替炉心ごとに管理するとした項目が、取替炉心の安全性評価項目等として定められていること。</p>	第103条 管理区域の設定・解除	—
実用炉規則第92条第1項第14号 【放射性廃棄物の廃棄】	<p>1. 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に際し、放射線安全確保のための措置が定められていること。</p> <p>2. 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。</p> <p>3. 放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中にに関するものを除く。）に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第11号及び第13号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>4. 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出</p>	第104条 管理区域内における区域区分	—
		第105条 管理区域出入者の遵守事項	—
		第106条 床・壁等の除染	—
		第107条 管理区域外等への搬出及び運搬	—
		第108条 放出管理用計測器の管理	—
		第109条 放射線計測器類の管理	—
		第110条 放出管理用計測器の管理	—
		第111条 放射線業務従事者の線量管理等	—
		第112条 放射性廃棄物管理に係る基本方針	—
		第113条 床・壁等の除染	—
		第114条 外部放射線に係る線量当量率等の測定	—
		第115条 管理区域外等への搬出及び運搬	—
		第116条 発電所外への運搬	—
		— 【クリアランス規定は、採用していないため、保安規定に記載なし】	—
		第117条 放射性廃棄物でない廃棄物の管理	—
		第118条 管理区域の設定・解除	—
		第119条 管理区域内における区域区分	—
		第120条 管理区域出入者の遵守事項	—
		第121条 床・壁等の除染	—
		第122条 管理区域外等への搬出及び運搬	—
		第123条 放出管理用計測器の管理	—
		第124条 放射線計測器類の管理	—
		第125条 放出管理用計測器の管理	—
		第126条 放射線計測器類の管理	—
		第127条 新燃料の運搬	—
		第128条 新燃料の貯蔵	—
		第129条 使用済燃料の貯蔵	—
		第130条 使用済燃料の運搬	—
		第131条 新燃料の運搬	—
		第132条 使用済燃料の運搬	—
		第133条 燃料の取替等	—
		第134条 放射性固体廃棄物の管理	—
		第135条 輸入廃棄物の管理	—
		第136条 放射性液体廃棄物の管理	—
		第137条 放射性固体廃棄物の管理	—
		第138条 放射性液体廃棄物の管理	—

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文	変更 有無
	物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。 5. 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。 6. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。 7. A L A R Mの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。	第 100 条 放射性気体廃棄物の管理	—
	1. 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。 2. 緊急時における運転に関する組織内規程類を作成することが定められていること。 3. 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。 4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。 5. 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。 6. 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。 (1)緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者であること。 (2)緊急作業についての訓練を受けた者であること。 (3)実効線量について 25.0 mSv を線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。 7. 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）、緊急作業を行つた放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき处置に關し、適切な内容が定められていること。 8. 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。 9. 防災訓練の実施頻度について定められていること。	第 110 条 平常時の環境放射線モニタリング	—
実用炉規則第 92 条第1項第 15 号 【非常に場合に講ずべき処置】	第 101 条 放射線業務従事者に係る基本的方針	第 103 条 放射線管理に係る基本方針	—
	第 102 条 頻度の定義	第 112 条の 2 放射線の定義	—
	第 119 条 原子力防災組織	第 113 条 原子力防災要員	—
	第 120 条 原子力防災資機材等の整備	第 114 条 原子力防災資機材等の整備	—
	第 121 条 原子力防災資機材等の整備	第 115 条 通報経路	—
	第 122 条 通報	第 116 条 通報	—
	第 119 条 原子力防災組織	第 117 条 緊急時体制の発令	—
	第 123 条 原子力防災要員	第 118 条 応急措置	—
	第 124 条 緊急時における活動	第 119 条 緊急時における活動	—
実用炉規則第 92 条第1項第 15 号 【非常に場合に講ずべき処置】	第 120 条の 2 緊急作業従事者の選定	第 125 条 緊急作業従事者の線量管理等	—
	第 127 条 緊急作業従事者の線量管理等	第 126 条 緊急時体制の解除	—
	第 128 条 原子力防災訓練	第 129 条 原子力防災訓練	—
	第 12 条 運転員等の確保	第 13 条 運転員等の確保	—
実用炉規則第 92 条第1項第 16 号 【設計想定事象等に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置】	第 17 条 火災発生時の体制の整備	第 17 条 内部溢水発生時の体制の整備	—
	第 17 条の 2 火災発生時の体制の整備	第 18 条 内部溢水発生時の体制の整備	—

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文	変更有無	
	<p>ニ 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）</p> <p>① 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</p> <p>② 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>③ 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。</p> <p>④ 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>⑤ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</p> <p>⑥ 重大事故等（原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものに限る。）発生時における特定重大事故等対処施設を用いた対策に関すること。</p> <p>（2）（1）に掲げる措置のうち重大事故等発生時又は大規模損壊発生時におけるそれぞれの措置に係る手順については、それぞれ次に掲げるとおりとすること。</p> <p>イ 重大事故等発生時</p> <p>① 許可を受けた対応手段、重要な配慮事項、有効性評価の前提条件となる操作の成立性に係る事項が定められ、定められた内容が重大事故等に対し的確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。</p> <p>② 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防ぐために優先すべき操作等の判断基準の基本的な考え方が定められていること。</p> <p>原子炉格納容器の過圧破損の防止に係る手順については、格納容器圧力逃がし装置を設けている場合、格納容器代替循環冷却系又は格納容器再循環ユニットにより原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させる手順を、格納容器圧力逃がし装置による手順に優先して実施することが定められているとともに、原子炉格納容器内の圧力が高い場合など、必要な状況においては確実に格納容器圧力逃がし装置を使用することが定められていること。</p> <p>③ 措置に係る手順の優先順位や手順着手の判断基準等（②に関するものを除く。）については記載を要しない。</p> <p>ロ 大規模損壊発生時</p> <p>定められた内容が大規模損壊に対し的確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。</p> <p>（3）必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に係ること。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年1回以上定期に実施すること及び重大事故等対処施設の使用を開始するに当たって必要な教育及び訓練をあらかじめ実施すること。</p> <p>（4）必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。</p> <p>（5）その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 重大事故等又は大規模損壊が発生した場合において、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害を防止するために必要があると認めるときは、組織内規程類にあらかじめ定めた計画及び手順にとらわれず、発電用原子炉施設の保全のための所要の措置を講ずることが定められていること。</p>	<p>第 17 条の 2 の 2</p> <p>火山影響等発生時の体制の整備</p> <p>—</p> <p>第 17 条の 3</p> <p>その他自然災害発生時等の体制の整備</p> <p>—</p> <p>第 17 条の 4</p> <p>火山活動のモニタリング等の体制の整備</p> <p>—</p> <p>第 17 条の 5</p> <p>資機材等の整備</p> <p>—</p> <p>第 17 条の 6</p> <p>重大事故等発生時の体制の整備</p> <p>—</p> <p>第 17 条の 7</p> <p>大規模損壊発生時の体制の整備</p> <p>—</p> <p>添付 2</p> <p>火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準</p> <p>—</p> <p>添付 3</p> <p>重大事故等及び大規模損壊対応にかかる実施基準</p> <p>—</p>		
実用炉規則第 92 条第 1 項第 17 号 【記録及び報告】	1. 発電用原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。	第 131 条	記録	有
	2. 実用炉規則第 6・7 条に定める記録について、その記録の管理に関するこ（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。	第 131 条	記録	—
	3. 発電所長及び発電用原子炉主任技術者に報告すべき事項が定められていること。	第 132 条	報告	—
	4. 特に、実用炉規則第 1・3・4 条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるもののが発生した場合においては、経営責任者に確實に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。	第 9 条	原子炉主任技術者の職務等	—
	5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記さ	第 132 条	報告	—

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文	変更有無	
	れていること。			
	1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」(原規規発第1912257号-7(令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を参考として定められていること。	第13条 第118条 第118条の2 第118条の3	巡視点検 施設管理計画 設計管理 作業管理	— 有 — —
	2. 発電用原子炉施設の経年劣化に係る技術的な評価に關することについては、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」を参考とし、実用炉規則第82条に規定された発電用原子炉施設の経年劣化に關する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的に実施することが定められていること。	第118条の6	原子炉施設の経年劣化に關する技術的な評価及び長期施設管理方針	—
実用炉規則第92条第1項第18号 【発電用原子炉施設の施設管理】	3. 連軸を開始した日以後30年を経過した発電用原子炉については、長期施設管理方針が定められていること。	第118条の6 添付6	原子炉施設の経年劣化に關する技術的な評価及び長期施設管理方針 長期施設管理方針(第118条の6関連)	— —
	4. 実用炉規則第92条第1項第18号に掲げる発電用原子炉施設の施設管理に關することを変更しようとする場合(実用炉規則第82条第1項から第3項までの規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第4項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。)は、申請書に実用炉規則第82条第1項、第2項若しくは第3項の評価の結果又は第4項の見直しの結果を記載した書類(以下「技術評価書」という。)が添付されていること。	—	【手続きに關する事項であり、保安規定には、記載なし】	—
	5. 長期施設管理方針及び技術評価書の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策の実施ガイド」を参考として記載されていること。	添付6	長期施設管理方針(第118条の6関連)	—
	6. 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に關することが定められていること。	第118条の4 第118条の5	使用前事業者検査の実施 定期事業者検査の実施	— —
	7. 燃料体に關する定期事業者検査として、裝荷予定の照射された燃料のうちから選定したものの健全性に異常のないことを確認すること、燃料使用の可否を判断すること等が定められていること。	第94条	燃料の検査	—
実用炉規則第92条第1項第19号 【技術情報の共有】	1. プラントメーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報をBWR事業者協議会、PWR事業者連絡会等の事業者の情報共有の場を活用し、他の発電用原子炉設置者と共有し、自らの発電用原子炉施設の保安を向上させるための措置が定められていること。	第118条	施設管理計画	—
実用炉規則第92条第1項第20号 【不適合発生時の情報の公開】	1. 発電用原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。 2. 情報の公開に關し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録等に必要な事項が定められていること。	第3条 第3条	品質マネジメントシステム計画 品質マネジメントシステム計画	有 有
実用炉規則第92条第1項第21号 【その他必要な事項】	1. 日常のQMSに關する活動の結果を踏まえ、必要に応じ、発電用原子炉施設に係る保安に關し必要な事項を定めていること。 2. 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止を図るものとして定められていること。	第1条 第1条	目的 目的	— —

4. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

問題とする実用規則	保安規定整備基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
(保安規定) 第92条 法第四十三条の三の二十四 第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関すること。	【関係法令及び保安規定の遵守のための体制】 1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関することは、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重複度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていてること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていてること。特に、経営責任者の組織的の関与が明記されていること。 2. 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実に行うため、コントラインアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となつていること。	<中略> (3) 原子力管理部門(第4条に定める組織のうち原子力管理部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。)、安全・品質保証部門(第4条に定める組織のうち安全・品質保証部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。)、原子力建設部門(第4条に定める組織のうち原子力建設部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。)、原子力技術部門(第4条に定める組織のうち原子力技術部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。)、原子燃料部門(第4条に定める組織のうち原子燃料部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。)、資源調達部門(第4条に定める組織のうち資源調達部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。)及び発電所組織(第4条に定める組織のうち発電所の組織をいう。以下、同じ。)は、「品質マニユアル(要則)」に基づき定める「保安活動に関する関係法令等遵守基準」に従って、(4)から(6)の活動を実施する。 (4) 原子力管理部門、安全・品質保証部門、原子力建設部門、原子力技術部門、原子燃料部門、廃止措置統括部門及び発電所組織は、(1)の社長が示す方針に基づき、次の活動を行う。 ア 原子力管理部長は、原子力管理部門、安全・	・審査基準に変更がないことから、審査基準を受ける保規定への反映事項はない。 ・本店原子力部門の組織改正に伴い、記載を変更する。 ・審査基準に反映する関係法令等遵守基準(既存) ・品質マニユアル(要則)(既存) ・品質マニユアル(既存) ・品質マニユアル(既存) ・保安活動に関する関係法令等遵守基準(既存) ・原子力安全管理成活動基準(既存) ・保安活動に別する文書及び記録の管理基準(既存) ・保安活動に別する文書及び記録の管理基準(既存) ・不適合管理基準(既存) ・改善計画活動管理基準(既存) ・試験・検査基準(既存) ・異常時通報連絡要置基準(既存) ・教育訓練基準(既存) ・設計・調達管理基準(既存) ・安全管理運営基準(既存)	該当規定文書 記載内容の概要	
(保安規定) 第92条 法第四十三条の三の二十四 第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関すること。	【関係法令及び保安規定の遵守のための体制】 1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関することは、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重複度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていてること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていてること。特に、経営責任者の組織的の関与が明記されていること。 2. 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実に行うため、コントラインアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となつていること。	<中略> (3) 原子力管理部門(第4条に定める組織のうち原子力管理部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。)、安全・品質保証部門(第4条に定める組織のうち安全・品質保証部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。)、原子力建設部門(第4条に定める組織のうち原子力建設部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。)、原子力技術部門(第4条に定める組織のうち原子力技术部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。)、原子燃料部門(第4条に定める組織のうち原子燃料部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。)、資源調達部門(第4条に定める組織のうち資源調達部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。)及び発電所組織(第4条に定める組織のうち発電所の組織をいう。以下、同じ。)は、「品質マニユアル(要則)」に基づき定める「保安活動に関する関係法令等遵守基準」に従って、(4)から(6)の活動を実施する。 (4) 原子力管理部門、安全・品質保証部門、原子力建設部門、原子力技術部門、原子燃料部門、廃止措置統括部門及び発電所組織は、(1)の社長が示す方針に基づき、次の活動を行う。 ア 原子力管理部長は、原子力管理部門、安全・	・審査基準に反映する組織のうち原子力管理部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。)、安全・品質保証部門(第4条に定める組織のうち安全・品質保証部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。)、原子力建設部門(第4条に定める組織のうち原子力建設部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。)、原子力技術部門(第4条に定める組織のうち原子力技术部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。)、原子燃料部門(第4条に定める組織のうち原子燃料部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。)、資源調達部門(第4条に定める組織のうち資源調達部長及びその所掌する組織をいう。以下、同じ。)及び発電所組織(第4条に定める組織のうち発電所の組織をいう。以下、同じ。)は、「品質マニユアル(要則)」に基づき定める「保安活動に関する関係法令等遵守基準」に従って、(4)から(6)の活動を実施する。	該当規定文書 記載内容の概要	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用規則	保安規定審査基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
関連する実用規則	原子炉施設保安規定	品質保証部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門及び発電所組織におけるコンプライアンス活動に係る年度ごとの計画（教育に関する事を含む。）を策定し、実施する。（また、コンプライアンス活動の実施状況を評価し、その評価結果及び（1）の社長の指示をもとに継続的な改善を実施する。	<引略>	(社) ・根本原因分析実施基準 (既存) ・施設管理基準 (既存) ・原子力内部監査要則 (既存)	
原子力安全管理部門、安全・品質保証部門、原子力建設部門、原子力技術部門、原子力燃料部門、廃止措置統括部門及び発電所組織は、アの計画に基づき、コンプライアンス活動を実施する。		2 原子力監査室長は、本組織（原子力発電本部長、原子力安全管理部門、安全・品質保証部門、原子力建設部門、原子力技術部門、原子力燃料部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門及び資材調達部門をい、う。以下、同じ。）及び発電所組織における関係法令及び保安規定の遵守を確実なものとするために、「品質マニュアル（要則）」に基づき定める「原子力内部監査要則」に従って、第1項(2)から(6)の活動状況を監査する。	<引略>		
二 品質マネジメントシステムに関すること（品質管理制度第五条第四号に規定する手順書等（第三項第二号及び第三号において單に「手順書等」という。）の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。	【品質マネジメントシステム】 実用規則第92条第1項第2号	1. 品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、原子力規制法第43条の3の5第1項又は第4・3条の3の8第1項の許可（以下単に「許可」という。）を受けたところによるものであり、かつ、原予力施設の保安のための業務に係る品質管理制度に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号）及び原予力施設の保安のための業務に係る品質管理制度に必要な体制の基準に関する規則の解釈基規規発第1912257号-2（令和元年12月25日原子力規制委員会決定）を踏まえて定められていること。 2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、発電用原子炉施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるよう定められていること。また、その内容は、原予力安全に対する重要度に応じて、その適	（品質マネジメントシステム計画） 第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。 <引略>	3 定義 品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、次に掲げるものを除き品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。 (1) 保安に関する組織：第4条に定める組織のうち原子力管理部長及びその所掌する組織をいう。 (2) 原子力安全管理部門：第4条に定める組織のうち原子力管理部長及びその所掌する組織をいう。 <引略>	・品質マニュアル（要則） (既存) ・品質マニュアル（基準） ・保安活動に関する別基準 (既存) ・原子力安全管理部門の組織改 正に伴い、記載を変更す る。 (6) 原子力燃料部門：第4条に定める組織のうち原子力安全文化醸成活 動管理基準 (既存)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用規則	保安規定審査基準	記載すべき内容 組織をいう。	記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要
	用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。 3. その際、要求事項を個別業務に開拓する具体的な体制及び方法について明確に規定すること。この具体的な方法について保保安規定の下位文書も含めた文書体系系について明確にされていること。 4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関する事項については、要領書、手順書その他の保安に関する文書について、これらを遵守するため、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。	(3) 原子力部門：原子力発電本部長並びに原子力管理部門、安全・品質保証部門、原子力技術部門、原子燃料部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門及び発電所組織をいう。	<省略>	・保安活動に対する文書及び記録の管理制度（既存） ・不適合活動管理制度（既存） ・改善推進活動管理制度（既存） ・教育訓練基準（既存） （f） ・試験・検査基準（既存） ・異常時通報連絡要綱（既存） ・非常事態対策基準（既存） ・安全管理基準（既存） ・計画改善活動管理制度（既存） ・品質保証委員会運営基準（既存） ・未然防護処置基準（既存） ・根本原因分析実施基準（既存） ・施設管理制度（既存） ・原子力内部監査要則（既存）
			<省略>	
			<省略>	三、発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織に関する規定【発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織】 1. 本店等における発電用原子炉施設に係る保安のためには講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。 （保安に関する組織） （第4条 発電所の保安に関する規定は、図4-1のとおりとする。）

保安規定審査基準の要項に対する保安規定の記載内容

関連する実用規則	保安規定審査基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要
発電用原子炉施設保安規定	原子炉施設保安規定	<p>図-4-1</p> <p>The diagram illustrates the 'Outline of Measures for Countermeasures against Nuclear Power Plant Emergency' (緊急時における原発警戒措置の概要図). It shows the hierarchy of measures:</p> <ul style="list-style-type: none"> Top level: 原子力警戒指揮本部 (Emergency Alert Command Center) Middle level: 各部門別指揮本部 (Departmental Emergency Alert Command Centers) - 計画・運転・保守・安全・防災・監査・運営・技術等 Bottom level: 原子力警戒指揮室 (Emergency Alert Room) - 各部門別指揮室 (Emergency Alert Room for each department) <p>Each command center oversees specific measures:</p> <ul style="list-style-type: none"> Planning and Operation: 計画・運転・保守・安全・防災・監査・運営・技術等 (Planning, Operation, Maintenance, Safety, Disaster Prevention, Audit, Operation, Technology, etc.) Emergency Response: 緊急時における各部門の警戒措置 (Measures for emergency alert by each department) Information Management: 情報収集・分析・発信 (Information collection, analysis, and transmission) Communication: 連絡・情報交換 (Communication and information exchange) Resource Allocation: 資源調達・配備 (Resource procurement and distribution) Other: その他 (Others) 	<ul style="list-style-type: none"> 審査基準に変更がないことから、審査基準を受けた保安規定への反映事項はない。 本店原子力部門の組織改訂に伴い、記載を変更する。 	<ul style="list-style-type: none"> 品質マニュアル (要則) (既存) 品質マニュアル (基準) (既存) ・保安活動に関する関係法令等遵守活動基準 (既存) ・原子力安全文化醸成活動基準 (既存) ・保安活動に対する文書及び記録の管理基準 (既存) ・保安活動に対する文書及び記録の管理基準 (既存) ・不適合管理基準 (既存) ・改善指摘活動管理基準 (既存) ・教育訓練基準 (既存) ・設計・調達管理基準 (既存) ・試験・検査基準 (既存) ・異常時通信聯絡処置基準 (既存) ・非常事態対策基準 (既存) ・安全管理運営基準 (既存) ・評価改善活動管理基準 (既存) ・品質保証委員会運営基準 (既存) ・未然防止処置基準 (既存) ・根本原因分析実施基準 (既存) ・施設管理基準 (既存) ・原子力内部監査要則 (既存)

四 発電用原子炉主任技術者の職務の範囲及びその内容並びに発電用原子炉主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置

(8) 原子燃料部長は、原子燃料部門が実施する講達先の評価・選定等に関する業務を統括する。
また、原子燃料部門における安全管理活動を統括する。

<中略>

(1) 原子力管理課長は、原子力管理部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力管理部門、安全・品質保証部門、原子力方針建設部門、原子力技術部門、原子燃料部門及び換工槽置統括部門におけるコソブライアンス活動並びに原子力管理部門における安全管理活動を統括するとともに、火山影響等、その他自然災害、火山活動のモニタリング等、重大事故等及び火災損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。

<中略>

(8) 原子燃料部長は、原子燃料部門が実施する講達先の評価・選定等に関する業務を統括する。
また、原子燃料部門における安全管理活動を統括する。

<省略>

実用規則第92条第1項第4号、第5号、第6号
【発電用原子炉主任技術者の職務の範囲等】

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

問題とする実用規則	保安規定審査基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
付けに關すること。	原子炉施設保安規定				
五 電気主任技術者（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十二号）第四十三条第一項に規定する主任技術者のうち同法第四十一条第一項第三号までに掲げる種類の主任技術者免状の交付を受けている者をいう。以下同じ。）の職務の範囲及びその内容並びに電気主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。	六 ポイラー・タービン主任技術者（電気事業法第四十三条第一項に規定する主任技術者のうち同法第四十二条第六号又は第七号に掲げる種類の主任技術者免状の交付を受けている者をいう。以下同じ。）の職務の範囲及びその内容並びに電気主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。	<p>2. 発電用原子炉主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第43条の3の2.6 第2項において規定する第4.2条第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容（発電用原子炉主任技術者が保安のために行う指示に従うこと）を明確に定めていること。また、発電用原子炉主任技術者が保安の監督の位置付けがなされており、必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。</p>	<p>(原)原子力発電安全委員会 第6条 本店に原子力発電安全委員会（以下「委員会」という。）を設置する。 2 委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ委員会において定めた條微細な事項は、審議事項に該当しない。 (1) 原子炉設置（変更）許可申請書本文に記載の構築物、系統及び機器の変更 (2) 原子炉施設保安規定の変更 (3) 本店所管の社内規定の制定及び改正 (4) その他委員会で定めた事項 3 原子炉管理部長を委員長とする。 4 委員会は、委員長、所長、発電用原子炉主任技術者（以下「原子炉主任技術者」という。）に加え、 原子力管理部門、安全・品質保証部門、原子力建設部門、原子燃料部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門及び資材調達部門の課長職以上の者から、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>・審査基準に変更がないこと ・品質マニュアル（要則） (既存) ・品質マニュアル（基準） (既存) ・保安活動への反映事項はない。 ・本店原子力部門の組織改正に伴い、記載を変更する。</p> <p>・審査活動に関する関係法令等遵守活動基準 (既存) ・原子力安全管理強化活動基準 (既存) ・保安活動に関する文書及び記録の管理基準 ・保安活動に則する文書及び記録の管理基準 (既存) ・不適合管理基準 (既存) ・改善措置活動管理基準 (既存) ・教育訓練基準 (既存) ・設計・調達管理基準 (既存) ・試験・検査基準 (既存) ・異常時通報連絡処置基準 (既存) ・非常事態対策基準 (既存) ・安全委員会運営基準 (既存) ・評価改善活動管理基準 (既存) ・品質保証委員会運営基準 (既存)</p>	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用規則	保安規定審査基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 ・未然防止処置基準（既存） ・根本原因分析実施基準（既存） ・施設管理基準（既存） ・原子力内情監査要則（既存）	社内規定文書 記載内容の概要
八 発電用原子炉施設の運転に関することであつて、次に掲げるもの本発電用原子炉施設の運転の安全審査に付すること。	実用規則第92条第1項第8号本文【発電用原子炉施設の運転の安全審査】	1. 発電用原子炉施設の保安に関する重要な事項及び審査項目について定められていること。	【発電用原子炉主任技術者の職務の範囲等】にて整理。		
十七 発電用原子炉施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む）に関する適正な記録及び報告（第百三十四条各号に掲げる事故・故障等の事象及びこれらに準ずるもののが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。	実用規則第92条第1項第17号本文【記録及び報告】	1. 発電用原子炉施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む）に関する適正な記録及び報告（第百三十四条各号に掲げる事故・故障等の事象及びこれらに準ずるもののが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。	（記録） 第131条 各課（室、セントラル）長は、表131-1及び表131-2に定める保安に係する記録を適正に継続して、必要な記録を適正に作成し、管理する。たゞし、表131-1(1)を除く。し、保存する。ただし、表131-1(3)イの記録については、原子力部門（原子力発電本部長、原子力管理部門、安全・品質保証部門、原子力建設部門、原子力技術部門、原子燃料部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門及び発電所組織）が作成し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。 2 保安に関する組織は、表131-3に定める保安に関する記録は、法令に定める記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。	・審査基準に変更がないことから、審査基準を受けた保安規定への反映半項目はない。 ・本店原子力部門の組織改訂に伴い、組織を変更する。 ・品質マニフェスト（要則） （既存） ・品質マニフェスト（基準） （既存） ・保安活動に関する組織改訂等における活動基準（既存） ・原子力安全管理改訂（既存） ・動管基準（既存） ・保安活動に関する文書及び記録の管理基準（既存） ・保安活動にに関する文書及び記録の管理基準（既存） ・不適合管理基準（既存） ・改善措置活動管理基準（既存） ・教育訓練基準（既存） ・試験・検査基準（既存） ・異常時通報連絡基準（既存） ・非常事態対策基準（既存） ・安全委員会運営基準（既存） ・評価・改善活動管理基準（既存） ・品質保証委員会運営基準（既存） ・未然防止処置基準（既存）	組織改訂の内容を反映する。
			※1：適正とは、不正行為がなされていないことをいう（以下、本条において同じ）。		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

開示する実用規則	保安規定審査基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 (既存)	社内規定文書 記載内容の概要
原子力施設保安規定					
開示する実用規則	保安規定審査基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 (既存)	社内規定文書 記載内容の概要
原子力施設保安規定					

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用規則規定	保安規定審査基準	記載すべき内容 記載すべき内容 記載すべき内容 記載すべき内容	記載の考え方 記載の考え方 記載の考え方 記載の考え方	該当規定文書 該当規定文書 該当規定文書 該当規定文書	社内規定文書 社内規定文書 社内規定文書 社内規定文書
二十 不適合（品質管理基準規則第二条 第二項第二号に規定するものをいう。以下この号及び第三項第二号において同じ。）が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。	【実用規則第92条第1項第20号 【不適合発生時の情報の公開】】	1. 善意用原子力施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。 2. 情報の公開に際し、原子力施設情報公開ライプラリーへの登録等に必要な事項が定められていること。	（品質マネジメントシステム計画） 第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。 3 定義 品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、次に掲げるものを除き品質規則に定める。 ＜中略＞	・審査基準に変更がないことから、審査基準を受けた保安規定への反映事項はない。 ・本店原子力部門の組織改正に伴い、記載を変更する。 （15）ニューシア：原子力施設の事故又は故障等の情報並びに信頼性に関する情報を其有し活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース（原子力施設情報公開ライプラリー）のことを行う。 ＜中略＞	・品質マニュアル（要則） （既存） ・品質マニュアル（基準） （既存） ・保安活動に対する關係法令等遵守活動基準（既存） ・原子力安全文化醸成活動管理基準（既存） ・保安活動に対する文書及び記録の管理基準（既存） ・不適合審査基準（既存） ・改善措置活動管理基準（既存） ・教育訓練基準（既存） ・設計・調達管理基準（既存） ・試験・検査基準（既存） ・異常時通報迅速化審議基準（既存） ・非常事態対策基準（既存） ・安全管理委員会運営基準（既存） ・評価改善活動管理基準（既存） ・品質保証委員会運営基準（既存） ・未然防止処置基準（既存） ・根本原因分析実施基準（既存） ・施設管理基準（既存） ・原子力内部監査要則（既存）
三十 不適合（品質管理基準規則第二条 第二項第二号に規定するものをいう。以下この号及び第三項第二号において同じ。）が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。	【実用規則第92条第1項第20号 【不適合発生時の情報の公開】】	1. 善意用原子力施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。 2. 情報の公開に際し、原子力施設情報公開ライプラリーへの登録等に必要な事項が定められていること。	（品質マネジメントシステム計画） 第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。 3 定義 品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、次に掲げるものを除き品質規則に定める。 ＜中略＞	（15）ニューシア：原子力施設の事故又は故障等の情報並びに信頼性に関する情報を其有し活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース（原子力施設情報公開ライプラリー）のことを行う。 ＜中略＞	・品質マニュアル（要則） （既存） ・品質マニュアル（基準） （既存） ・保安活動に対する關係法令等遵守活動基準（既存） ・原子力安全文化醸成活動管理基準（既存） ・保安活動に対する文書及び記録の管理基準（既存） ・不適合審査基準（既存） ・改善措置活動管理基準（既存） ・教育訓練基準（既存） ・設計・調達管理基準（既存） ・試験・検査基準（既存） ・異常時通報迅速化審議基準（既存） ・非常事態対策基準（既存） ・安全管理委員会運営基準（既存） ・評価改善活動管理基準（既存） ・品質保証委員会運営基準（既存） ・未然防止処置基準（既存） ・根本原因分析実施基準（既存） ・施設管理基準（既存） ・原子力内部監査要則（既存）
八、3 不適合の管理					
				(1) 保安に関する組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。 (2) 保安に関する組織は、不適合の処理に係る管理者に報告することを含む。(不適合に開示する責任及び権限を「不適合管理基準」、「改善措置活動管理基準」及び「不適合基準」に定める。 (3) 保安に関する組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。 a 発見された不適合を除去するための措置を講ずる。	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実川が規則	保安規定審査基準	原子力施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	b 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行う（以下「特別採用」という。）。	b 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行う（以下「特別採用」という。）。	b 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行う（以下「特別採用」という。）。	該当規定文書	記載内容の概要

補足説明資料－2

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載方針

目 次

1. 上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載方針
2. 保安規定の記載方針フォーマットの説明
3. 上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容

1. 上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載方針

設置変更許可申請書の記載内容から保安規定に記載すべき内容を整理するに当たっては、保安規定変更に係る基本方針を受け、以下の方針により記載する。

（1）保安規定変更に係る基本方針の内容（抜粋）

1. はじめに

設置（変更）許可で確認された原子炉施設の安全性が、運転段階においても継続して確保されることを担保するために必要な事項を保安規定に要求事項として規定

2.2.1 保安規定に記載すべき事項

保安規定に法令等へ適合することを確認した内容の行為者及び行為内容を定める

（2）保安規定の記載方針

（1）項の「保安規定変更に係る基本方針」を受け、具体的には、以下の方針で記載する。

① 設置許可本文は、規制要求事項であるため、設置許可本文のうち運用に係る事項について実施手段も含めて網羅するように保安規定に記載する。

ただし、例示等に相当する部分の記載は任意とする。

② 設置許可の添付書類は、直接の規制要求ではないが、（1）項の基本方針に沿って、要求事項に適合するための行為内容の部分は保安規定に記載し、実施手段に相当する部分は必要に応じて二次文書他に記載する。

また、二次文書他に記載するものについてはその理由を明確にする。

③ 保安規定の記載にあっては、保安規定本文には保安規定審査基準にて要求されている内容に応じた記載（行為内容の骨子）とし、具体的な行為内容は、保安規定添付2及び添付3に記載する。

④ 設置許可本文、添付書類の図、表は、法令等へ適合することを確認した内容の行為者及び行為内容に係る部分を保安規定に添付する。

ただし、同図、表の内容が保安規定に記載されている場合は任意とする。

2. 保安規定の記載方針フォーマットの説明

項目	説明内容
設置変更許可申請書 (本文)	<ul style="list-style-type: none"> ○「黒字」により、設置変更許可申請書（本文）の内容を記載する。 ○「<u>青字（青下線）</u>」により、保安規定及び関連する社内規定文書（二次文書）に記載すべき内容を明確化する。 ○「<u>緑字（緑下線）</u>」により、関連する社内規定文書（二次文書）に記載すべき内容を明確にする。 ○「<u>黄色マーカー</u>」により、設置変更許可申請書において既許可から追加された箇所を明確にする。
設置変更許可申請書 (添付書類)	<ul style="list-style-type: none"> ○「黒字」により、設置変更許可申請書（添付書類）の内容を記載する。 ○「<u>青字（青下線）</u>」により、保安規定及び関連する社内規定文書（二次文書）に記載すべき内容を明確にする。 ○「<u>緑字（緑下線）</u>」により、関連する社内規定文書（二次文書）に記載すべき内容を明確にする。 ○「<u>黄色マーカー</u>」により、設置変更許可申請書において既許可から追加された箇所を明確にする。
保安規定に記載すべき 内容	<ul style="list-style-type: none"> ○「黒字」により、保安規定に記載すべき内容を記載する。 また、記載に当たっては、文書の体系がわかる範囲で記載する。 ○「<u>黒字（青下線）</u>」により、要求事項を実施する行為者を明確にする。
記載の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○保安規定に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。 ○社内規定文書（二次文書）に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。 ○保安規定及び社内規定文書（二次文書）他に記載しない場合の考え方を記載する。
関連する社内規定文書	<ul style="list-style-type: none"> ○関連する社内規定文書（二次文書）を記載する。 ○「(新規)」により、新規に制定した社内規定文書を明確にする。 ○「(既存)」により、既存の社内規定文書を改正したもの明確にする。
記載内容について	<ul style="list-style-type: none"> ○関連する社内規定文書（二次文書）の具体的な記載内容を記載する。 ○「(新規記載)」により、社内規定文書に新規に記載したことを明確にする。

3. 上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容

上流文書（設置変更許可申請書）		
(1)	—	本文
	①	5. 5 責任、権限及び情報の伝達

設置（変更）許可申請書【本文】	設置（変更）許可申請書【添付書類1】	原子力施設保安規定 原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載すべき内容 （保安に関する組織）	記載すべき内容 （保安に関する組織）	記載すべき内容 （保安に関する組織）	記載すべき内容 （保安に関する組織）	記載すべき内容 （保安に関する組織）	記載すべき内容 （保安に関する組織）	記載すべき内容 （保安に関する組織）	記載すべき内容 （保安に関する組織）	記載すべき内容 （保安に関する組織）	記載すべき内容 （保安に関する組織）	記載すべき内容 （保安に関する組織）	記載すべき内容 （保安に関する組織）	記載すべき内容 （保安に関する組織）	記載すべき内容 （保安に関する組織）	記載すべき内容 （保安に関する組織）	記載すべき内容 （保安に関する組織）
設置（変更）許可申請書【本文】 2020.10.21 許可	設置（変更）許可申請書【添付書類1】 2020.10.21 許可	【記載なし】	※添付書類5においては組織の記載はあるが、当該設置変更許可の時点での組織となつていていたり「記載なし」としている。	第4条 発電所の保安に関する組織は、図4-1（図4-1）とおりとする。	本店原子力部門の組織改正に伴い、記載を変更する。	・本店原子力部門の組織改正に伴い、記載を変更する。	・品質マニュアル（要則）（既存）	・品質マニュアル（基準）（既存）	・品質マニュアル（既存）									

※設置変更許可申請書（本文）には、保安規定に記載される組織、職務等の具体的な記載はなく、本文十一号に各組織及び要員の責任及び権限を定めることを記載している。

第4条、第5条以外の保安規定条文については、組織改正他に伴う変更反映のみであり、行為内容を変更するものではないため、設置許可との整合に要更が生じるものではない。

（保安に関する職務）
第5条 保安に関する主な業務及び実施者は以下のとおりとする。

（省略）

（4）原子力管理部長は、原子力管理部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力管理部門、安全・品質保証部門、原子力建設部門、原子力技術部門、原子燃料部門及び施設構造部長部間ににおけるコンプライアンス活動並びに原子力管理部門における安全管理活動を統括するとともに、火山警報等、その他自然災害、火山噴出物モニタリング等、重大事故等及び大規模地震発生時の体制の整備に努める業務を行う。

（省略）

組織整備に伴う業務の継続性等について

目 次

1. エネルギーサービス事業統括本部 企画・需給本部 原子燃料部門の原子力発電本部への統合について
 - (1) 原子燃料部門の統合の経緯
 - (2) 原子燃料部門の業務について
 - (3) 業務の継続性等
2. 原子力総括部門の廃止について
 - (1) 原子力総括部門の廃止の経緯
 - (2) 原子力総括部門業務の実施状況
 - (3) 業務の継続性等

1. エネルギーサービス事業統括本部 企画・需給本部 原子燃料部門の原子力発電本部への統合について

(1) 原子燃料部門の統合の経緯

エネルギーサービス事業統括本部（以下「ES 事業統括本部」という。）企画・需給本部 原子燃料部門（以下「原子燃料部門」という。）は、添付資料-1に示す通り原子力発電本部とは別組織で、主に原子燃料調達関係等の業務を所掌しており、保安規定第4条（保安に関する組織）の体制に入っているものの、予算計画や業務計画の権限が各本部にあるため、原子力発電事業に係る原子燃料調達関係等の業務が、本部を跨ぐ運営となっていたことが課題であった。

この課題に適切に対応するために、原子燃料部門を原子力発電本部へ統合し、原子力発電本部長のガバナンスの下、社内意思決定の迅速化及び責任体制の一本化を図り、更なる連携強化を行う体制を整備する。

(2) 原子燃料部門の業務について

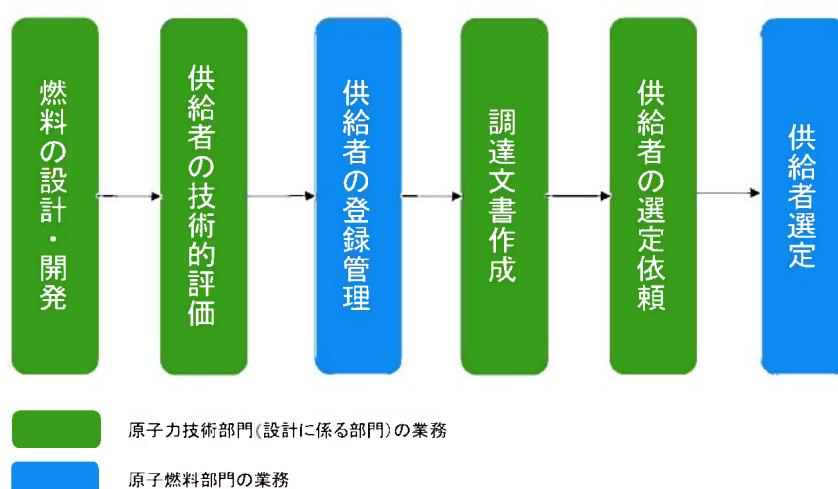
原子燃料部門は、原子燃料調達関係等の業務を実施しているが、原子燃料（燃料集合体）の調達に関しては、保安規定に基づく保安に係る組織として、下図に示すとおり設計及び技術的評価を受けて、供給者の登録管理及び選定業務を実施している。統合前は、本部間での情報共有や原子力部門からの原子燃料手配計画に基づく原子燃料調達に係る案件毎の対応調整を実施し、各本部の権限のもとで本部を跨ぐ業務運営を実施していた。

本部間の連携はあったものの、各本部の分掌事項に踏み込んだ検討や原子燃料サイクル事業を始めとする原子燃料等に係る環境変化に着実に対応するためには、更なる連携強化が課題となった。

今回の統合により、意思決定を一本化することで、より迅速な方針策定、課題検討、情報共有やリスク評価が可能となり、業務執行面での機動的な対応が可能となることにより組織の連携強化を図る。

調達に係る原子力技術部門及び原子燃料部門の保安に関する主な業務フローは下図に示すとおりであり、原子力技術部門は、燃料の設計・開発、供給者の技術的評価及び、技術的要求事項を記した調達文書の作成を行う。これを受け、契約を行う上で供給者の登録管理及び選定業務を原子燃料部門が行う。

なお、組織改正前後において、業務所掌の変更はない。



図：原子燃料（燃料集合体）調達

(3) 業務の継続性等

今回の組織改正は、原子力発電本部長のガバナンスの下、社内意思決定の迅速化及び責任体制の一本化を図り、更なる連携を強化するものであり、原子燃料部門の所掌している原子燃料調達関係等の業務を、原子燃料部長、原子燃料フロントエンドグループ、原子燃料バックエンドグループ及び原子燃料管理グループで構成される現行組織及び要員数を維持した状態で、原子力発電本部へ移管するため、統合後も問題なく対応できる。(添付資料-1参照)

なお、本店組織において原子力発電所の運営に係る技術的な業務を所掌する組織の変更はなく、原子力発電所における組織の見直しも行わないことから、原子力発電所の保安活動や品質保証体制への影響はない。

2. 原子力総括部門の廃止について

(1) 原子力総括部門の廃止の経緯

2012年7月、原子力部門の一層の透明性向上を図るため、原子力発電本部と火力発電本部を統合した「発電本部」を設置し、火力部門等からの積極的な人材受入れ、及び業務運営に他本部の視点を取り入れる等の取り組みを行うとともに、本部全体のコンプライアンス活動を推進する「発電総括部門」を設置した。

2017年4月、事業本部制導入に伴う組織改正において、「発電本部」から、火力部門と原子力部門を分離し、経営トップの強いリーダーシップのもと徹底した安全対策を迅速、かつ柔軟に実施するとともに、安全最優先の組織風土を醸成するため、社長直轄組織として「原子力発電本部」を設置し、日々の業務運営や意思決定への社長の関与を強化した。また、引き続き、火力部門等との人事交流や情報共有化を継続するとともに、本部全体のコンプライアンス活動を推進するため、「発電総括部門」を引き継ぐ形で、「原子力総括部門」を設置した。

2020年3月には、社外有識者で構成する「原子力の業務運営に係る点検・助言委員会」より、原子力に係る取組みは、委員からの提言を反映しながら改善し、他本部からの人材受入れ等により、透明性が向上している旨の報告がなされた。

このため、今後とも、他本部の多様な視点を活かし、原子力に係る取組みの透明性向上に係る活動を継続していくことを前提に「原子力総括部門」を廃止する。

(2) 原子力総括部門業務の実施状況

原子力総括部門は、原子力発電所のコンプライアンス活動を所掌する総務課と連携し、本部全体のコンプライアンス推進活動に係る計画策定、実施状況の確認及び評価、並びにコンプライアンス研修等を通じて、組織員のコンプライアンス意識の浸透を図ってきた。

原子力総括部門廃止後は、本部全体のコンプライアンス関連業務については、原子力管理部門に引き継ぐ。

(3) 業務の継続性等

原子力総括部門の要員(3名のうち2名)を原子力管理部門へ配置する予定であり、要員は1名減となるものの、コンプライアンス関連業務については、これまで2名で対応してきたこと、また、同業務は過去に原子力管理部門が所掌していたことから、原子力総括部門が廃止されても円滑に対応できる。

更に、社長を委員長とする、社外有識者などで構成されるコンプライアンス委員会のもと、これまでどおり各部門の良好事例の共有などを継続し、原子力部門を含む全社の取組みとして、引き続きコンプライアンス活動を推進していく。

なお、本店組織において原子力発電所の運営に係る技術的な業務を所掌する組織の変更はなく、原子力発電所における組織の見直しも行わないことから、原子力発電所の保安活動や品質保証体制への影響はない。

【組織(職位)図 新旧比較表】

